

周南市火災予防条例の一部改正について

～お祭り等を開催する場合に必要な事項について～



平成25年8月に京都府福知山市花火大会で多数の死傷者が出たことを踏まえ、多数の方が集まる催しにおいて、**火気器具（※1）**を使用する**露店等（※2）**を開設する場合には、消火器の準備と露店等の開設届出書の提出を義務付けることになりました。

主な改正内容

○消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の**多数の方が集まる催し（※3）**において、火災が発生した場合には、初期消火が極めて重要であることから、火気器具を使用する露店等を開設する場合には、**消火器の準備（※4）**が必要です。

○露店等を開設する際の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集まる催しにおいて、火気器具を使用する露店等を開設する場合には、あらかじめ、消防署へ「露店等の開設届出書」の提出が必要です。

【届出様式は、消防本部予防課のホームページからダウンロードできます。】

【用語の解説】

※1 「火気器具」とは？

火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生するおそれのある器具をいいます。

【例】 気体燃料（LPガスなど）、液体燃料（ガソリン、石油）、固体燃料（炭、薪など）を使用する器具で、コンロ、グリドル、ストーブ、発電機などや電気を熱源とする器具（電気コンロ・ストーブなど）

※2 「露店等」とは？

露店、屋台その他これらに類する店を開設し、物品などを販売又は提供するものをいいます。

【例】 祭礼、縁日等における露店や学園祭・各種団体等が主催する催しにおける模擬店

※3 「多数の者が集合する催し」とは？

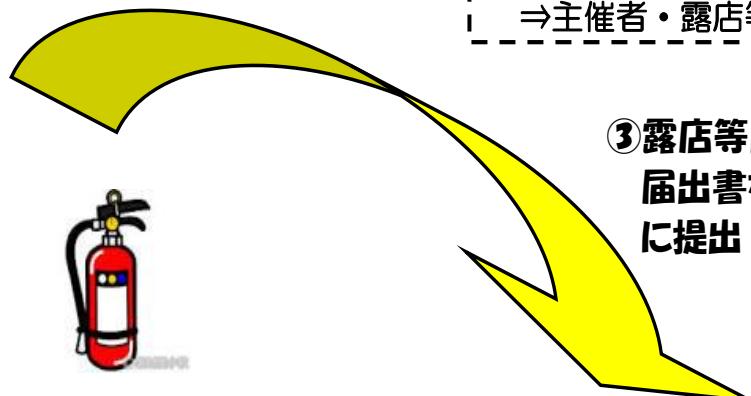
一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しをいいます。ただし、集合する方々が個人的なつながりで、相互に面識がある場合（近親者によるバーベキューなど）は対象となりません。

※4 「消火器の準備」

原則、火気器具を使用する露店等ごとに消火器を準備してください。ただし、複数の露店等が協力して初期消火が有効に行われる場合には、共同して準備することができます。

【「催し」で露店等を開設する場合の流れ】

※ ①から③までを実施する人
→主催者・露店等の関係者



①消火器の準備

②露店等の開設届出書の作成



③露店等開設前までに
届出書を所轄消防署
に提出



《所轄消防署》

このほか、

○大規模な屋外催しにおける防火管理の義務化

出店する露店等が100を超えるような大規模な催しを「指定催し」に指定し、防火管理体制の構築を図っていきます。

【施行日：平成26年8月1日】

詳細は、消防本部のホームページを御覧ください。御不明な点は、消防本部予防課又は最寄りの消防署・出張所へお問い合わせください。

●お問い合わせ先

周南市消防本部予防課 TEL : 0834-22-8773

※予防課へのお問い合わせは、月～金（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

中央消防署 TEL : 0834-22-8776 東消防署 TEL : 0834-28-3786

西消防署 TEL : 0834-61-3130 北消防署 TEL : 0834-68-3699

北部出張所 TEL : 0834-88-0119 西部出張所 TEL : 0834-83-2466